

湖西市農業委員会議事録（4月）

招 集 年 月 日	令和 6 年 4 月 15 日 (月)									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		4 月 15 日(月) 午後 2 時 00 分				議長		内山 吉朗	
	閉 会		4 月 15 日(月) 午後 2 時 44 分				議長		内山 吉朗	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 13 名 (欠席 1 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	▲				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会議録署名委員	7 番		石田 浩章			13 番		太田 達男		
職務のため出席 した者の職氏名	副主任		朝倉 麻貴							
会議に付した事件	1	開 会								
	2	会長あいさつ								
	3	議 題								
		議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について								
		議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について								
		議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について								
		議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について								
		議案第 17 号 非農地証明願について								
		議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について								
		議案第 19 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について								
	4	報告事項								
		報告第 10 号 農地法第 4 条届出受理について								
	報告第 11 号 農地法第 5 条届出受理について									
	報告第 12 号 農地の耕作目的変更届書受理について									
	報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について									
	5	その他								
	6	閉 会								
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和6年4月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

事 務 局

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号10番の山本委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ13人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。農繁期になってまいりまして、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会4月定例会を開会いたします。

事 務 局

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号7番の石田浩章委員、13番の太田達男委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。

申請番号21番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号21番

及び図面の No. 1 です。区分地上権者は、太陽光発電設備を設置する者で、今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、パネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXのところに位置する農地です。審査をしたところ、農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事 務 局 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

 (質問がないか確認)

 ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 13 号につきましては、原案どおり承認することとします。

 続きまして「議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 1 件です。

 申請番号 1 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 1 番、図面は No. 2 です。申請者はXXXXXXXXXXにお住まいの方でこの度、駐車場として既に転用している違法状態を是正するための申請に及んだものです。申請地は、XXXXXXXXXXのところに位置する農地で住宅や道路で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は合計 2225 m²に普通自動車計 66 台の駐車場を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、現在碎石敷きとなっており、雨水は自然浸透されているため、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、新たに造成等を行わないため資金がかからないこと、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。河邊委

員補足説明をお願いします。

河邊委員

4月4日に藤下推進委員と現地確認しました。ここは台帳で畑ということなんですけども、自分の記憶がある限りずっと駐車場になっていたんじゃないかなという感じで、先ほど事務局からの説明にもありましたとおり、碎石敷きで、駐車場の区割りというか、ロープがそれぞれ切つてあるというそういう状況です。違法状態を解消ということなので、案件どおりで問題ないと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第14号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。

申請番号17番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号17番、図面は戻りましてNo.1、別添資料1です。賃借人は、3条の番号21番の区分地上権者と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条で説明しましたとお [REDACTED] のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり270w、1.64㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1,554㎡のうち支柱部分3.30㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が83株作付されており、

まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 c m、幅 100 c m となっております。前回更新許可後、2023 年 6 月に、南側の成長不良のものを 20 本植え替えたとのことですが、現在は問題なく発育中である旨、知見者から意見をいただいております。今後も除草、消毒、剪定を定期的に行い、収穫できるよう営農していく計画であることから、更新について許可相当と考えます。河邊委員補足説明をお願いします。

河邊委員 4 月 4 日に藤下推進委員と現地確認しました。地図にありますように、道に囲まれた三角地の土地のところにある案件で、水捌けが悪いところを植え替えたりしたという補足の説明がありましたけど、確かにこの榊が植わっている列の間にそれぞれ深い溝が切ってあって、ある程度水捌けの改善はしようとなっているんですけど、一部植えなおしてそんなに時間が経っていないんじゃないかなというところも見受けられました。ただこの申請で、ある程度収穫の時期が近付いてきたというような添付の説明文も付いておりましたので、そういったところで現状は許可で問題ないと思います。以上です。

事 務 局 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 15 号につきまして、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 16 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、説明いたします。

農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずそ

の事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるかとされております。

今回の申請は、同じ転用事業者が当初の配置計画等を変更するための申請です。資料は、議案書の8ページ、番号1番、図面のNo. 3です。申請人は、当初の転用事業者である[]に本社を置き太陽光発電事業を生業とする法人です。申請に至った経緯について説明します。

太陽光発電施設を設置するために、令和5年12月15日に農地法第5条の許可を受けました。当初、[]、[]、[]の3筆に太陽光パネルを設置する工事計画でしたが、隣接地ではなく土地が飛び地になっている場合、地中や地上で占用許可を取り配線を結んでも高圧扱いになってしまい、低圧のまま[]の土地にパネルを設置し連結できないため、事業が止まっております。パネルを設置し発電する場所は、[]及び[]の2筆となりますが、パネルの種類を545wから580wに変更し、以前と同じ規模の低圧太陽光を進めていくこと、[]は車両置き場と車両回転スペース、また梱包したパネルなどを置くための資材置場として、当初計画していた配置計画等を変更することで転用目的が達成できる見込みが整ったため、計画変更申請に及んだものです。申請地は[]に位置する農地で、県道と宅地等に分断された小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、変更理由が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること、変更後の転用事業がその事業計画にしたがって実施されることが確実であると認められること、変更後の転用事業により周辺農地に与える影響が変更前の影響に比べて同程度であること、変更後にかかる経費について資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと考えます。石田浩章委員、補足説明をお願いします。

石田委員

4月3日三浦推進委員と現地確認を行いました。この場所は昨年の12月に現地確認をした場所ですが、今事務局の説明どおり、北側と南側の間に赤線があり、飛び地になってしまうため、低圧のまま計画を遂行するためには、南側のパネル設置をやめて、北側の設置だけになります。また、先ほどの説明と同じになりますが、南側の場所は資材置場となります。また、周りの土

地への影響も特にはないと思いました。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第16号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第17号非農地証明願について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして、申請件数は1件です。申請番号7番について説明します。議案書の10ページ、番号7番、図面のNo.4、別添資料2をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんです。申請地は[REDACTED]のところに位置します。現状は山林で非農地となった経緯は、昭和47年に相続をし、以降、耕作管理を行っていましたが、元々接道がなく、隣地の方の土地を通り耕作を行っていましたが、その後昭和49年に町道整備がされ、隣地の方の土地に道路との高低差が生じることとなり、農地への車の乗り入れができなくなりました。数年間はなんとか耕作を続けていたのですが、乗り入れができないため農機具の運搬が容易ではなく、次第に耕作がままならなくなり、管理ができなくなっていました。その結果付近が山林であったこともあり、荒地となり雑木が成長したことで山林化し現在に至っております、とのこと。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。正田委員、補足説明をお願いします。

から坂を上って、に続く道沿いの土地となります。この土地のエリアはこの半年で3件目の案件になるんですけど、以前の件と同じように、東の道ができた時に高低差が1m以上できて、乗り入れ口もなく、荒れてきた土地となります。今これを個人で復旧するのは不可能ではないかと思います。前の2件の案件ですけど、一つ北側が建設会社の資材置き場にするという案件で、もう一つ北側が今回と同じような非農地の証明の案件でした。この調査に行った時には、一つ北側の資材置場のところの整備が始まっていました。内部事情は分かりませんが、おそらくこの3件は全部資材置き場になると思います。非農地の規則的には問題ないですけど、これがどこまで広がるか心配ではあります。以上です。

事務局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

柴田委員 僕も非農地を3件ほど受けたんですけど。どこももう周りも荒れてジャングルになっているという話でそういうところばっかだったんですよね。非農地にするメリットとデメリットとか、そういうものがやむを得ずにあるっていうのはちょっとかわいそうかなという気もするんですよね。規則的なものがあって、対応できる手段とかあるんですかね。ちょっとこの話とは別かもしれないですけど。

事務局 質問の意図に合うのか分かりませんが、非農地証明の基準として、森林の様相を呈している等様々なものがありますが、非農地証明の制度自体は法的なものではなく、サービスとして行っているような状況で、登記地目を農地から山林であったり農地から宅地に変えるための手段として行っているものです。基本的に非農地証明を申請されたい方は、農地法の法規制を外したいとか、売却するために農地から外したいというパターンが多いです。

柴田委員 地目を変えれば造成等はできるようになりますか。農地確認をしなくても。

事務局 農地法の適用から外れるので、農地転用等の行為は必要になりますが、他法令に該当すればそちらで手続きを行うこととなります。ただ、農地法の規制が外れるということは、農地のままでは転用できない場所でも様々な行為ができるようになるという可能性があります。

鈴木委員 たぶん売りやすくなるし、申請のハードルが下がってくるということですね。

内山委員 全部繋がっちゃうと思いますね、最終的には。耕作しろとなっても難しいという気がしますけども。

疋田委員 近くに新しい工場ができたじゃないですか。あその土地を持っている人が多くて、周りに高く売ったという噂もあったりして、あの道沿いも機会があれば売りたいと言う人ばかりなんで。

柴田委員 そういうこともね、対応できればいいんだけど、農業委員としては判断が難しいですね。はい、分かりました。

議長 他にはよろしいでしょうか。

(質問がないか確認)

他にはないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 17 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 18 号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書 12、13 ページをご覧ください。

公告予定が 4 月 19 日の利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 16 筆 21252 m²の新規であ

ります。

次に、議案書の 14 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 10 筆あります。県の農業振興公社が 15276 m²の農地を 8 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんに分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 12 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 19 号令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について説明します。右上に別紙様式 1 と書かれた資料をご覧ください。農業委員会による最適化活動の推進については、国の通知により、目標を設定して具体的な状況を点検・評価し、公表することが求められています。今年度につきましては、昨年度作成した目標を基に令和 5 年度の実績を踏まえて数値を更新しています。

1 ページをご覧ください。農業委員会の体制と農家・農地の概要を記載しています。

2 ページをご覧ください。最適化活動の目標を農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に分けて目標を設定しています。

農地の集積については、農業経営基盤強化促進法の第 5 条第 2 項第 4 号に基づく静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の集積率と目標年度を記載することとされています。基本方針で定められている令和 12 年度の集積率 80%を目標としています。今年度は 225ha を目標として設定します。

次に、遊休農地の解消については、国の通知により、解消目標は遊休農地 5 分の 1 としています。また、昨年度新規発生した遊休農地は全て今年度解消

する目標としています。

続きまして、3 ページをご覧ください。新規参入の促進については、新規就農者に対する農地の貸し付けについて同意を得る目標面積を設定することとなっています。基準は、過去3年間の3条と利用権設定面積の平均の1割以上となっております。

続きまして、最適化活動の活動目標について、昨年度と変更ございません。引き続き、月8回が目標です。些細なことでも記録を残していただくようお願いいたします。また、農地利用状況調査が行われる8月からを活動強化月間として設定し、随時期として、農地の集積の意向把握や新規参入の相談受付を目標として設定しています。

今年度も国の通知で示されている最低ラインに近い数値で算出をしております。高い目標となっておりますが、できるだけ目標に向かって取り組んでいきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

議 長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第19号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案書16ページをご覧ください。報告事項第10号について、農地法第4条第1項第7号の規定による届出が5件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書19ページから22ページをご覧ください。報告事項第11号について、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が12件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 23 ページをご覧ください。報告事項第 12 号について、農地の耕作目的変更届による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 24 ページをご覧ください。報告事項第 13 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 次回の定例会は、5 月 15 日（水）午後 2 時からで、会場は防災センター2 階となります。

(その他連絡事項)

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 4 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 44 分
